

H31 放課後児童クラブ保育料の見直しについて

○改訂の理由

▽保育所等の待機児童対策を今後も推し進めていくことにより生ずる、放課後児童クラブの待機児童対策及び事業の質の向上を更に進めていくための財源の確保が必要。

○現状と今後の対策

◇高い質を維持している現状

▽各小学校区に放課後児童クラブの専用施設を市で設置し、条例で定め、市で入所選考している。

▽質の高い事業として実施するため、運営手法と契約額の積算の基本ルールを定め、プロポーザルにより選考された指定管理者による管理・運営を行っている。

- ・国に先行して運営要領を定めて、職員配置等国の基準を上回る内容としている。

- ※国が定める支援員(指導員)の配置最低基準の概ね 2 倍の職員を配置している。

(児童 10 名に対して支援員(指導員)1 名を配置する。)

- ・おやつ代、保険料を利用料に含めている。

◇充実化を検討する事項

- ・以前より保護者会から要望のあった学校休業日の朝の開所について、7 時 30 分から 8 時までを延長保育として実施することを検討する。

◇待機児童対策等

▽平成 30 年度、逗子小・久木小区放課後児童クラブにおいて、既存施設の改修等により受入可能児童数を増やした。

- ・逗子小は、二次申込の 7 名は待機となったが、一次申込者は全員利用できた。(5・6 年生は夕方型)

- ・久木小は待機児童 0 人。

▽今後の対策

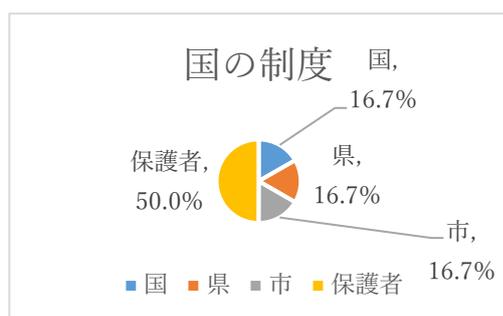
- ・事業手法等を含めて、今後精査を重ねる。

○保育料改訂対応手法

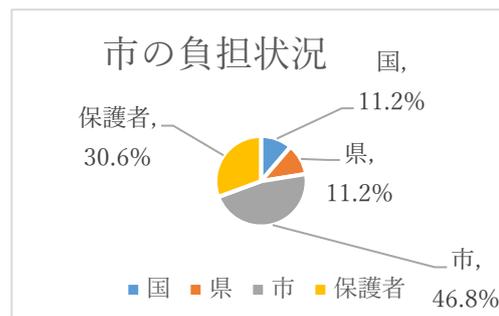
▽国の保育所の徴収基準額表(8 階層制)をベースに、保育所保育料と同様に所得に応じた保育料に改訂

○現状

財源構成比率のグラフ



※国の制度設計上の負担割合



※平成 29 年度当初予算ベース

○新しい保育料の設定の基本的な考え方

▽保護者負担額の総事業費に対する割合を7%強増⇒保護者負担計1,000万円程度増。

⇒市負担と保護者負担の均衡を図る。

○「基本的な考え方」に基づく試算結果

▽「基本的な考え方」に沿った市と保護者の負担割合となるよう、保育所の所得分布をもとに試算。

▽保育所保育料の所得分布による試算

- ・保育料の国階層を適用し、国が保育所等保育料の減額を行っている第2階層を減額し、第3階層を現在と同額とし、第4階層から第7階層まで2,000円ずつ増額し、第8階層は第7階層と同額とした。

	1階層	2階層	3階層	4階層	5階層	6階層	7階層	8階層	計
国想定年収	生活保護	非課税	330万まで	470万まで	640万まで	930万まで	1130万まで	1130万超	
構成比	1.24	5.60	7.03	10.84	20.36	31.83	10.10	13.00	100
学童階層別人数	4	18	23	35	66	103	33	42	324
現在の利用料	0	3,500	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	備考
						計	44,362,019		
新保育料(案)	0	3,500	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	18,000	
						計	55,771,483		
						差額	11,409,463		

※減免を一切適用していない積算。

○現在の放課後児童クラブ利用料

世帯の状況	月額
一般世帯（1～3年生）	12,000
一般世帯（1～3年生）複数児童	10,000
一般世帯（4年生以上）	10,000
ひとり親世帯（1～3年生）	9,000
ひとり親世帯（1～3年生）複数児童	7,000
ひとり親世帯（4年生以上）	6,000
児童扶養手当受給世帯（1～3年生）	4,500
児童扶養手当受給世帯（4年生以上）	3,000
非課税世帯（1～3年生）	3,500
非課税世帯（4年生以上）	2,500
生活保護世帯	無料

○減免の取り扱いについて

▽きょうだい減免率をどうするか?

・現状 12,000 円を 10,000 円⇨17%減額

①15%、②20%、③25%、④その他

※影響額計算式 利用料総額×11.4%(構成比)×(減額率)

減免率	影響額
15%	953,692
20%	1,271,590
25%	1,589,487

▽高学年割引をどうするか

・現在 4 年生以上は、2,000 円減額

・高学年減免影響 60 人 構成比 18.5%

※影響額計算式 (減額額)×60 人×12 月

減免額	影響額
2,000 円減	1,440,000
1,000 円減	720,000

▽ひとり親世帯の減免

・保育所保育料に準じた所得に応じた方式とするため、同様にひとり親世帯の減免は行わないとするか。

・現在は、12,000 円を 9,000 円に減免。

・ひとり親世帯影響 29 人 構成比 8.9%

※影響額計算式 (減額額)×29 人×12 月

減免額	影響額
3,000 円減	1,044,000
2,000 円減	696,000

○他市の 1 年生の利用料の状況(指定管理・委託の例)

▽藤沢市 利用料 14,500 円+おやつ代 2,000 円=16,500 円

▽平塚市 利用料 14,000 円+おやつ代と保険料は各クラブ別途

▽茅ヶ崎市 利用料 12,000 円+おやつ代 1,900 円=13,900 円

※鎌倉市他、直営の市の多くの例 利用料月額 5,000 円~6,000 円+おやつ代

※放課後児童クラブ運営者へ補助金で実施している市では、20,000 円から 25,000 円程度の例も散見される。

○現在までの反応

▽4/21 市主催で定例の「保護者会連絡会」を開催

- ・各クラブの保護者会長・市連協が出席。
- ・当市のクラブの質が高いことへの理解。
- ・「止むを得ない」との反応。

○今後の進め方

- ・本日のご意見を踏まえ、次回の会議で市の最終案を提示します。
- ・今秋にパブリックコメント、11月の第4回定例会議案として提案の予定です。

○放課後児童クラブ利用選考基準の導入の先送りについて

◇30 選考状況

①一次申込者	②二次申込者
<ul style="list-style-type: none"> ・1～4年生＝従来型 ・5・6年生＝夕方型 	<ul style="list-style-type: none"> ・2年生を含む全員、計7名が待機。

◇H31 選考基準導入のリスク

▽検討上の課題例

- ・学年間の優先度の付け方
- ・「両親都内勤務」と「ひとり親市内・近隣勤務」の優先度
- ・午後5時以降の就労時間を考慮するか、就労証明と実態の差をどう考慮するか。

▽選考した場合の影響

⇒そもそも、夕方型は「5時帰り」する児童数分しか受けられないので、キャパシティに限りがある。

①2年生の夕方型の利用を認めるのか

②二次申込者は、1年生も含めて全員夕方型にするのか

※1年生は入学前の4/1からの利用であり、夕方型は無理。

▽30の待機児童対策の結果、31も30とほぼ同様の選考が可能と考えられる。

①基準設定の熟度を上げるため

②「夕方型」に一定の枠組みを設定するため

利用選考基準の導入を1年先送りしたい